

## 第8回 新宿区自治基本条例検証会議 会議要旨

### 1 開催年月日

平成27年3月13日（金）

### 2 会場

新宿区役所第一分庁舎6階 人材育成センター研修室A

### 3 出席者

#### (1) 検証会議委員

辻山幸宣会長、内海麻利副会長、吉川信一委員、古澤謙次委員、斉藤博委員、安田明雄委員、樋口蓉子委員、國谷寛司委員、只野純市委員、衣川信子委員、清水秀一委員、伊藤陽平委員、高野健委員、土屋慶子委員

（欠席：相澤いづみ委員）

#### (2) 事務局

平井企画政策課長

#### (3) 説明者

平井企画政策課長

### 4 主な内容

(1) 検証結果報告書（最終案）について

(2) その他

### 5 会議録

午後 3時00分 開会

○辻山会長 時間が参りました。よろしく申し上げます。ただいまから第8回の新宿区自治基本条例検証会議を始めたいと思います。

最初に、事務局から出欠その他について説明いたします。

○事務局 事務局です。本日の出欠状況を報告いたします。ご欠席の委員は相澤委員でございます。また、衣川委員がお見えになっておりませんが、少々おくれるというご連絡をいただいております。

それでは次に、配付資料を確認させていただきます。一番上が本日の次第となっております。裏面が本日の座席表となっております。その下が新宿区自治基本条例検証結果報告書の最終案です。その下は同じく資料編でございます。

次に、本日、会場の都合で各委員にマイクが設置されておりません。幾つかワイヤレスマイクを用意しておりますので、発言の際はちょっと譲り合っていて、お使いいただければと思います。発言の際はそちらを使っていただくのですが、ちょっとハウリングとかを起こしてしまいますので、発言が終わりましたらマイクのスイッチを切ってくださいようお願いいたします。

以上でございます。

○辻山会長 それでは、きょうの会議の進め方、日程について事務局からお願いします。

○企画政策課長 企画政策課長の平井でございます。

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。次第のほうをごらんください。

次第の2、新宿区自治基本条例検証結果報告についてです。前回、第7回検証会議にて提示させていただきました報告書素案に対しまして、皆様から多数のご意見をいただきました。ありがとうございました。今回はそちらを反映させたものを報告書としてまとめましたので、説明をさせていただきますので、確認をお願いいたします。

なお、本日は15時、3時40分ごろ区長が参りますので、検証結果を辻山会長から区長へ報告したいと考えております。その際、この間、区長が中山前区長から吉住新区長へとかわられましたので、私のほうから委員の皆様方をご紹介させていただきます。そこまでで約1時間を予定しております。その後につきましては、これまでの検証会議を振り返りまして、皆様から感想などをいただきまして、今後につなげていければと考えております。

日程につきましては、以上でございます。

○辻山会長 よろしいでしょうか。

それでは、今ありましたように、報告書の最終案について企画政策課長から説明を受けたいと思います。それではお願いします。

○企画政策課長 それでは、皆様方にお配りしております新宿区自治基本条例検証結果報告書（最終案）、こちらをごらんください。

今回は、本編と後ろのほうに資料編ということで、2部に分かれて皆様方にお配りしてございます。

まず、本編のほう、1枚おめくりいただきますと、「はじめに」ということで、辻山会長の言葉が記載されております。こちらにつきましては、辻山会長からコメントをいただきまして、こちらに記載させていただいたものでございます。こちらは前回ありま

せんでしたので、読み上げさせていただきます。

新宿区に自治基本条例が制定されて4年が過ぎようとしています。自治基本条例とは、住民が設立している自治政府をどのように運営していくか、自治政府にはこの地域に何を實現させるか、そして住民は新宿区のまちづくりにどのように関わっていくのかを明らかにしたものです。

このような基本事項を定めているため、これを「自治体の憲法」ともいいます。

新宿区自治基本条例には、次のようなことが規定されています。

①区民が主役の自治を實現する。そのため、区民は情報を知る権利、区政に参加する権利、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

②議会は区の立法機関として、区長は区の代表として、職員は区民に最も身近な地方政府の一員として、区の自治の實現に努めなければならない。

③区の行政機関は、①の實現を図るため、多様な方法で区民の意見を把握するとともに、区政への区民の参加及び協働の機会を提供するものとする。

④住民投票制度を設ける。

⑤地域自治を推進する。

⑥子どもは、自らの意見を表明する権利を有し、健やかに育つ環境が保障される。

そして、これらの基本事項が区の行政、議会活動及び区民生活の中で、条例の規定と精神に沿って活かされているかどうかを一定期間ごとに区民の手で検証されるべきことが定められており、ここに、その検証結果を報告することとなりました。制定されたまま顧みられることのない状態で、自治基本条例が立ち腐れのようになっているところが少なくない中、定期検証を義務付けた意味は大きいと思います。

この検証結果をさらに行政運営、議会活動、そして区民生活に生かしていくことで、新宿区自治基本条例にさらなる魂が込められると確信します——という言葉を会長のほうからいただいております。

これを「はじめに」ということで伝えさせていただいているということでございます。

次に、おめくりいただきますと、目次がございまして、前回、資料編をつけておりませんでしたが、今回は後ろのほうに添付させていただいているというところです。自治基本条例の条文ですね。それから、資料2ということで、会議の要綱、資料3で委員名簿、資料4で関連制度・規定に関する個票、資料5で新宿区自治基本条例検証会議の開催概要、こちらを添付させていただいているというところでございます。

それから、第1章、新宿区自治基本条例の検証、それから第2章と3章ですね、こちらにつきましては、基本的に皆様からご指摘いただきました文章整理、あるいは文言整理、語句の整理、こちらをさせていただいているというところがございます。内容につきまして大きな変更はございません。

ただ、例えば10ページのところ、第5章、区民の権利、これをちょっと例示として挙げさせていただきますけれども、評価の評価票のところ、工程票のところ、これは前に人ですとか、点とか、何点とか書いてございますが、ちょっとよくわからないというご指摘もございましたので、(3)にございますけれども、評価(下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、それぞれの委員の数です)ということで、評価ということで数字を記載させていただいているというところがございます。

以下、ずっと同じような形で記載をさせていただいております。

次に、12ページの区の行政機関の責務、これも検証項目、区民ニーズの的確な把握ということで、同じような形で記載させていただいております。これは組み立て方につきましては、前回もご説明いたしましたけれども、まず条文を記載させていただきまして、それから解説ですね。そして検証項目、12ページの第12条でいきますと、検証項目、区民ニーズの的確な把握(検証No.1)ということで、それに対応する(1)主な関連制度等、区政モニター制度であれば区政モニター会議、アンケート区政モニター、区民意識調査であれば区民意識調査、それからパブリック・コメント制度ということで施策等の案の事前公表と意見募集の周知、意見募集期間、意見等の公表、区長へのはがき・投書による広聴ということで、区民意見システムによる投書管理、システムの再構築による機能拡充等という形で記載させていただいているということで、(2)の評価の視点にございますように、ここの評価の視点は区民ニーズの的確な把握に努めているかということで、皆様方に(3)で評価をしていただいた結果でございます。Aの「よく努めている」から、Eの「努めているとはいえない」ということで、こういったそれぞれ評価になっているというところがございます。

それから、その評価理由、それから意見といたしまして、13ページでさまざまな調査により区民ニーズの把握に努めていると思うが、把握した区民ニーズをどれだけ施策に反映しているかということが重要であると。それからニーズの把握から改善へどのようなにつなげていくか、結果や過程が見えるよう、工夫がほしい。対象が限定されている区政モニター制度については、区政運営への反映についても説明するとモニターの達

成感につながる。最も身近な行政機関として、条例でいう広い意味の区民ニーズや意見を把握し、より暮らしやすい新宿区をつくるためにもっと窓口を大きく開いて、より多くの区民の意見を聞く場が必要ではないか。外国人の意見、要望の集約を十分に行ってほしい。区長トークは地域の課題をテーマとして決めて行っており、引き続き実施してほしい。こういった評価理由、ご意見が記載されておりました、整理させていただいたというところになります。

それから、この条文では幾つか検証項目がございまして、もう1つが区民への説明責任ですね。これは検証No.3、主な関連制度は、広報しんじゅく、くらしのガイドですとか、ホームページ、しんじゅくノートといったフェイスブック、それからケーブルテレビを活用した広報番組の撮影といったものがありまして、それぞれ事業等を記載させていただいているというところなんです。

この評価の仕組みといたしましては、多様な方法による区政運営に関する情報をわかりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たしているか、区政情報の取得しやすさですね。

次の14ページにいただいていただきまして、評価の視点が幾つか書かれておりまして、①区政情報の取得しやすさ、②紙面・画面等のわかりやすさ、③多様な方法による、わかりやすい区政運営の情報提供、④説明責任は果たされているかといった4つの視点から、それぞれ14、15にわたって評価をしていただきましたというところでございます。

それぞれ①の区政情報の取得しやすさにつきましては、ごらんとおりでございます。次の紙面・画面等のわかりやすさも同様でございまして、③の多様な方法による、わかりやすい区政運営の情報提供、それから15ページにいきまして、説明責任は果たされているかというところも同様の結果となっております。

以降、16ページ、第13条、職員の責務ですとか、それから18ページ、第14条、区政運営の原則、ここが一番ご要望が多かったところで、例えば22ページの区民の区政への参加・協働の機会の提供と、これは検証番号15番とございましたけれども、主な関連制度も区政参加、協働の事例ということで、区民会議、区民検討、区民討議会、それからNPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進、区民参加によるまちづくりの推進、協働によるまちづくりの推進という大きく4つの項目で、それぞれ関連する事業について、皆様に評価をしていただいたというところでございます。

評価の視点といたしましては、区民の区政への参加及び協働の機会が提供されている

かという視点で評価をいただきまして、おおむねいい評価をいただいているというところでございます。

評価理由・意見といたしましては、区民会議、区民討議会、各種審議会への区民参加の努力を果たしており、対応は評価できるが、会議内容や情報提供の工夫が必要であるというご指摘もいただいているところです。

また、制度は充実しているんだけど、サイレントマジョリティーが意見を発言できるような意識づけが必要である。

審議会などは若年層を初め、もっと多くの世代が参加すべきである。区政への参加の機会の提供を具体的にわかりやすい方法で行わなければ、区民はなかなか一步を踏み出せない。

多様な主体との協働の推進には、行政との協働だけでなく、多様な主体同士の協働の推進が必要である。

「区民」を幅広くとらえ、区政への参加を促し、区民との協働やさまざまな主体間の協働の機会を提供していくことは、まさに自治の基本といえる。

新宿はNPOの数も多く、NPOと地域団体が協働することで、それぞれの特性を生かした活動ができると考えるといったご意見、評価ができるということを整理させていただいているというところでございます。

その次、15条の情報公開から、24ページ、16条の個人情報保護、そして、これは新宿区の自治基本条例の特徴でもあります、25ページにあります第22条、子どもの権利等、これも検証項目としては、子どもの自らの意見を表明する権利・健やかに育つ環境保障ということで、主な関連制度ということにつきましては、新宿区次世代育成支援計画、新宿区教育ビジョン、地域が参画する学校運営の仕組みづくりということで、それぞれに該当する事業等につきまして、評価をしていただいているというところでございます。

評価の視点につきましては、子どもが社会の一員として自らの意見を表明する権利や健やかに育つ環境が保障される取り組みが行われているかということで、評価にございます評価をいただいているところでございます。

このように、ずっと最後、28ページまで、これも皆様方に評価をしていただきました項目につきまして、条文ごとに整理したというところでございます。

最後に、29ページに検証項目評価結果一覧、こういった形で整理の記載をさせてい

ただいております。

それから、一番最後のまとめになりますけれども、ここは皆様方から多くのご意見をいただいているところでございます。30ページ目以降、第4章、それから続く5章でございますけれども、ちょっと第4章の初めのところをかなり組み立て方についてご指摘がありましたので、読み上げさせていただきます。

まず初めの段落のところでは、この検証の総括ということで、もう少しどういった評価をしたのか、だれがどういう評価をしたのか、それからこの評価の総括、まとめの構成等というご意見もございましたので、そこを整理して修正をさせていただいたところですよ。

読み上げさせていただきますが、本検証会議では、今回の検証を行うに当たり、平成23年4月の自治基本条例施行後、第25条に基づく初めての検証ということもあり、条例の点検を行い、条例を運用していく上での課題を見つけ出し、次の4年間へとつなげていくこととしました。

一方、平成25年度の区民意識調査の結果、自治基本条例に関する区民の認知度が極めて低く、条例の周知の必要性が明らかとなりました。

このため、検証の進め方として、初めに条例に規定する区の関連諸制度の評価及び検討を通じて条例の趣旨や内容を初め、条例の全体像を把握・理解し、次に、条例全体に対する議論を行いました。評価に当たっては、関連諸制度が条例の趣旨に則して運用されているかという視点からのアプローチを行っています。

これらの結果を受け、自治基本条例が意図する内容に関して、関連する諸制度がどのように運用されているかを評価・検討するとともに、前文や条文全体に対する課題を提起しました。

これは、これまで皆様方に行っていただいた、あるいは説明させていただいたところで、いろいろご意見をいただきまして、こういった形で経緯を書かせていただいているところでございます。

それから、次がこのまとめの構成ということで、読み上げますが、本報告書では、検証結果を「1. 条文に規定する関連諸制度の評価」及び「2. 条文及び条文全体について（意見・課題）」としてまとめました。

「1. 条文に規定する関連諸制度の評価」では、「（1）全体評価」と「（2）条文に規定する関連諸制度の評価」とに整理し、「（2）条文に規定する関連諸制度の評

価」では、本検証会議として関連諸制度が条例の趣旨に則して運用されているかどうかという視点からの評価及び執行機関である区として取り組むべき課題についての指摘を記載しています。

次に、「2. 前文及び条文全体について（意見・課題）」では、今後の検討課題として、「（1）前文及び各条項に記載されている語句についての課題提起」、「（2）条項についての課題提起」及び「（3）その他の事項」として整理しています。

こういう形でまとめの構成を記載させていただいているというところでございます。

次に、同じく30ページの1の条文に規定する関連諸制度の評価、（1）全体評価につきましては、これは辻山先生にご評価いただいておりますものを、そのままコメントを記載させていただいているというところです。

今回の検証から、検証対象とした関連する諸制度が、自治基本条例の施行を契機として新たに創設されたものであるのか、自治基本条例の趣旨に則して、さらに充実・発展しているものであるのかについての整理が必要ですが、全体としては、さまざまな施策が自治基本条例の規定または精神に大きく違背しておらず、おおむね自治基本条例の趣旨に則した施策の運営や取り組みが行われていると評価しますという形でまとめをさせていただいているところでございます。

次に、（2）条文に規定する関連諸制度の評価、こちらにつきましては内容は変わっておりませんが、頭のところ、ちょっといきなり、例えば第5条で「区民の権利として規定する」ですとか、第12条、「区民に最も身近な」というように始まっていたので、少し頭に、「当条項では」ですとか、あるいは「当条項に規定する」というようなものをつけて始めたほうがよろしいというご指摘もございましたので、全体にわたってそのような形で整理をさせていただいているというところでございます。

これが32ページ、33ページのところまで続いています。

それから、文中で「参画」とか、「参加」とか、ちょっと混じっていましたが、それはこの条例では全部「参加」ということにしていただきましたのと、あとは諸制度の「運用」とか、「運営」とか、これも入り混じっていましたが、「制度の運用」ということで、すべて「運用」ということで統一させていただいているというところがございます。

それから、33ページにいきまして、2番ですね。前文及び条文全体について（意見・課題）につきましては、これも内容については特に変わっているというところでは

ございませんけれども、ちょっと「です・ます調」だとか、言い切り型が入り混じって  
いましたので、そこは「です・ます調」に全部直させていただいています。前文では市  
民主権、それから多文化共生社会の実現ですね。それから、該当条項がいっぱい書いて  
ありますけれども、34ページのところにいきまして、「区民」と「住民」というところ  
ですとか、第14条の「参加」というところで課題として提起されております。こち  
らにつきましては、実際には条例策定時にもかなり議論されたというところございま  
すけれども、やはりまだまだ十分な議論が必要かなということで、今後の課題として提  
起させていただいているというところでございます。

それから、(2)条項についての課題提起、こちらについては、第14条、区政運営  
の原則では、先ほど評価のところでもご指摘がありましたけれども、若者の区政参加と  
いうのが非常におくれているというご指摘、それから第21条、地域自治、こちらにつ  
きましても、区民が主役という観点でうたっているんですけれども、ただ、新宿区から  
区民への権限の移譲の方向性を打ち出していくことがなければ、参加といっても中身が  
ないものとなってしまいます。やはり区民の皆さんがみずから地域のことを考えて、地域自  
治組織がどのような権限を持つべきかという点を考えることが必要と。そして、そのと  
きの受け皿をどうするのかということを検討しなくてはならないと。ただし、やはり既  
存の町会さんですとか、あるいは地区協議会さんといったほかの団体も実際にはござい  
まして、実際にはもう自治活動は行われているわけでございますので、そういった既存  
の諸団体との調整も必要であるということで指摘させていただいております。

それから、第25条、条例の見直し等というところでは、これは条文では4年を超え  
ない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民・議会とともに検証を行  
って、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする規定してはいるん  
ですけれども、その詳細が示されていないと。やはり、今回は主に条例に規定する関連諸  
制度の評価という側面から、区民と執行機関とによる検証を行ったんだけど、今後  
は、検証のあり方やその方法、また必要な措置についても明確にしていくことが必要と  
いう形で、しっかりと記載させていただいております。

そして、(3)、これは追加でございますが、これもご指摘がございました。今回は  
関連する諸制度、それから条文、前文の課題提起ということでございましたけれども、  
やはりこの条例の課題となっております住民投票、地域自治という2つの課題がござい  
ますので、今回の検証の対象とならなかった第7章に規定する「住民投票」、それから

第8条に規定する「地域自治」に関して、別途検討を促進するための方策の工夫が必要であるということを記載させていただいているということでございます。

そして、最後、35ページです。第5章ということで、自治基本条例の検証結果及び必要な措置ということで、まとめさせていただいております。こちらもし変えさせていただいているので、読み上げさせていただきます。

自治基本条例第25条には、検証を行い、条例の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずるものとする規定されています。

本検証会議では、今回の検証により、自治基本条例に規定する関連諸制度がおおむね条例の趣旨に則して運用されていると評価しました。

しかし、さまざまな指摘事項があり、これらについては、自治基本条例の充実と新宿区のさらなる自治の実現に向けて、速やかに執行機関（区）で検討を行い、その結果を受けてその措置を講じていく必要があります。

必要な措置については、執行機関（区）が、指摘事項に基づき関連する諸制度の内容や運用方法等の改善を行うこと、また、条文自体に問題がある場合には、条例の見直しも視野に入れて検討していくことが求められます。ただし、条例の見直しを行う場合には、条例の制定時と同様に、区民、議会及び執行機関（区）の三者での取り組みを行うこととなります。

一方、前文及び条文について、今後の検討課題として整理した事項については、十分に議論を深め、その方向性を提示していくことが必要です。

また、検証のあり方やその方法、必要な措置についても明確にしていく必要があります。

本検証会議として、今後も適切な対応による新宿区のさらなる自治の推進に向けた取り組みに期待するものです——という、こういった形で結びにさせていただいているというところでございます。

以上が本編のところでございます。あとは後ろに資料編という形で、ただ資料を添付させていただいております。

資料1-P1というページが振っております。まずは新宿区自治基本条例の条文ですね、これがずっと7ページまであります。

次に、新宿区自治基本条例検証会議設置要綱、これが資料2-P1、1枚です。

それから次に、資料3-P1ということで、この会議の名簿。

次に、資料4-P1からはずっと、これは結構ありますけれども、51ページまでです。皆様方にご検討いただきました関連制度・規定の個票、これを添付させていただいているということです。

それから、最後に資料5ということで、検証会議の開催内容、1回目からずっと、もうちょっと早いんですが、8回目の部分まで記載をさせていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

会長、よろしく願いいたします。

○辻山会長 ありがとうございます。

いかがですか。今説明を受けたのは、皆さんの手を入れていただいたもの、あるいはこれまでの会議で指摘された事項、こういったものを取りまとめたという性格でございますので、特に問題がなければこれで区長へ出しますが、よろしいですか。

では、そういうことにいたしましょう。長い間ご苦労さまでございました。

○事務局 それでは、これから区長がいらっしゃいますので、ちょっとこちら事務局に司会のほうをお返しいただきまして、区長が到着するまで、恐らく二、三分かと思われるので、しばし休憩といたします。

(休 憩)

○事務局 それでは、ただいま事務局からのお知らせというのをお配りしました。最後のほうにちょっとお話をと思ったのですが、まず①ですけれども、検証会議につきましては本日をもって終了となります。ただし、委員の任期は3月31日までということになっております。

あと、平成27年5月下旬にこの検証会議の検証結果報告会（フォーラム）の開催を予定しております。こちらにつきましては、詳細が決まり次第別途ご案内をいたします。

②会議録の確認について、本日の第8回の検証会議の会議録につきましては、後日郵送させていただきますので、ご確認の上、その際に同封する返信用封筒でご返送してください。

次に③、検証報告書について。本日の検証報告書については、最終案ということで今お渡ししておりますので、これは製本したものを後日各委員様あてに郵送でお送りいたします。

次に、④会議資料についてでございます。これまでの会議資料につきましては、今ボックスファイルのほうに入れていただいているかと思いますが、こちらにつきましては、

お持ち帰りになる方につきましては、手さげ袋をご用意させていただいておりますので、お帰りの際にはお申しつけください。

それで、持ち帰っていただく資料なんですけれども、冊子やパンフレットにつきましては、ホームページ等で確認できるものがほとんどですので、もしお荷物になるようでしたら置いて帰っていただいても大丈夫ですので、そうでないものについてお持ち帰りいただく場合について、手さげ袋を幾つか用意してありますので、1つではありませんので、お申しつけいただければと思います。

事務局のほうからは以上です。最後に、終わりのときにもう一度事務連絡をさせていただきます。

しばらくお待ちください。

○斉藤委員 前回のこの会議のときに、議会のほうの検証特別委員会ですか――が10時から午後にずれちゃいましたよね。午後で僕は行けなくなっちゃったんですけれども、そのときの報告をちょっと聞きたいんですけれども。行かなかったからわからなかったので、ちょっと教えてください。

○企画政策課長 ちょっと後で。区長がいらっしゃいましたので、すみません。

それではよろしいでしょうか。それでは区長が参りましたので、早速ですが、新宿区自治基本条例検証会議、辻山幸宣会長から新宿区吉住健一区长へ検証結果報告書を提出させていただきます。それでは、よろしくをお願いします。

(検証結果報告書提出)

○企画政策課長 ありがとうございます。それでは、区長、会長、ご着席ください。

それでは、ここで検証会議の委員の皆様をご紹介させていただきたいと思います。

まずは、学識経験者の委員ということで、改めまして辻山幸宣会長です。辻山会長は、地方自治総合研究所所長を務めていらっしゃいます。次に、内海麻利副会長です。内海副会長は、駒澤大学法学部の教授です。

次に、団体推薦の区民委員の方です。新宿区町会連合会から吉川信一委員です。同じく古澤謙次委員です。同じく斉藤博委員です。地区協議会から安田明雄委員です。新宿NPOネットワーク協議会から樋口蓉子委員です。新宿区民生委員・児童委員協議会から國谷寛司委員です。地区青少年育成委員会から只野純市委員です。東京商工会議所新宿支部から清水秀一委員です。

次に、区民公募委員の方からです。伊藤陽平委員です。同じく高野健委員です。同じ

く土屋慶子委員です。

なお、区立小学校PTA連合会からの衣川信子委員につきましては、おくれでご出席というご連絡をいただいております。また、区立中学校PTA協議会の相澤いづみ委員におかれましては、本日都合により欠席との連絡をいただいております。

それでは、辻山会長から検証結果報告をお願いいたします。

○辻山会長 思い起こせば昨年の7月9日でしたか、委嘱状を区長からいただきまして、それから今日まで委員の皆さんと一緒に8回にわたって検証会議をやってまいりました。ようやく本日まとめることができまして、先ほど区長さんへ提出させていただいたという次第でございます。

この検証に当たっては、条例の規定に関連する区の諸制度及び政策というものの評価を通じて、新宿区行政の現状を知るということ、さらにはこの基本条例の持っている位置というものを確認したいというようなことでやってまいりました。それにあわせて、事例自体の課題といいたいまいしょうか、4年間たつて自治基本条例自体がどうなのかというような点での見直しも若干やれたという感じはしております。全体の検証結果としては、それぞれの政策、制度について、おおむね自治基本条例の精神とは違うと、これに違反して運営されているというようなことはなさそうだということで、評価することができるのではないかという結論に至っております。

なお、そのほか前文とか、個別の条文についても検討を加えて、これは議会及び区民の方と行政とで再び条例そのものを見直していくということであれば、協調して議論していくということになりますけれども、一応の課題提供を行っていくということであり

ます。

以上がおおむねの内容ですけれども、私から残された課題ということについて、2点ほど申し上げておきたいと思えます。

1つは、時間の関係もあって、検証のやり方、大げさに言えば検証の方法論ということについて、十分に議論する時間がとれなかったということがございます。それゆえ、先ほど来申し上げておりますような、まずは関連する諸制度、諸政策の評価を通じた検証ということが中心になっております。4年後にはまた検証会議が開かれるということですので、どうかその間に検証の方法論について煮詰めていくということについてご尽力いただければありがたいなど。

第2点目は、基本条例の中には、別に条例で定めるというように、条例にゆだねた条

項がございます。住民投票制度と地域自治の制度についてでございます。これらについては、いまだに条例化がなされておらず、行政はもちろん議会とも連携して、市民の参加を得て、なるべく早くこれが実現していくことをお願いしたいというふうに思います。

報告は以上でございますが、きょうお渡しした報告書に目を通していただいて、それぞれの行政運営、あるいは諸制度について、ぜひともこの提言を実現していただく方向で取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、終わりにいたします。

○企画政策課長 会長、どうもありがとうございました。

それでは、次に、区長から挨拶があります。吉住区長、お願いします。

○吉住区長 どうもご尽力いただきまして、ありがとうございました。

ご紹介いただきました区長の吉住健一でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま辻山会長から新宿区自治基本条例の検証結果のご報告をいただきました。検証会議委員の皆様方には公私ともお忙しいところ、自治基本条例の検証にご尽力をいただき、まことにありがとうございます。

新宿区自治基本条例は、基本構想及び総合計画を受け、区民、議会、そして区が一体となって制定したものでございまして、条例の基本理念にもあるように、区民が主役の自治の実現を図り、区民が自治の担い手として、区政を推進することが大切であると考えております。

こうしたことから、区民の皆様を中心に、自治基本条例の検証を行っていただきました。今回の検証は、平成23年度4月の条例施行後、初めての検証ということもあり、さまざまなご苦勞があったことと思います。

ただいま会長からご報告いただきましたように、検証の結果、条例に規定する関連諸制度はおおむね条例の趣旨に則して運営されているとのことでしたが、前文及び条文に係る事項も含め、ご指摘もいただきました。

今後は、皆様に検証していただいた結果を受けとめ、新宿区のさらなる自治の実現に向けて取り組んでまいります。

委員の皆様にご心から感謝を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○企画政策課長 区長、どうもありがとうございました。

区長は次の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

では、会長にお返しします。お願いします。

○辻山会長 そうか、どうしよう。

最初に日程のところでは話がありましたように、区長がお帰りになったら、皆さんからお一人ずつ感想でも述べていただこうかということでしたね。そういう時間をとりましょうと。

○企画政策課長 ちょっと斉藤さんからいろいろありましたので……

○安田委員 その他の議題に入ってくださいよ。

○辻山会長 その他を先にやるんですか。そうだね。その他。

○斉藤委員 それで、その他で僕はやらせてもらいます。

○安田委員 私もあります。

○企画政策課長 17日に開催されました自治・地方分権特別委員会で、そのときには前回、第7回の資料を皆さんにご報告をさせていただいたという中で、幾つか意見がございまして、お一人からは、やはりどうしても事業評価とかぶっているような気がするという最後までそうしたご意見でいらっしゃる方もいました。ただし、認知度を上げるといふことも重要なだけけれども、各事業がやはり自治基本条例に基づいて運用されているかどうかということが必要ですねというご意見をいただいています。

それから、あとは自治組織ですとか、住民投票の議論があったんだけど、そこら辺はどうするのだというようなご意見なんかもございました。今回、皆様方からもご指摘ございましたので、この報告書にもちょっとそこら辺、2つの条例の検討が必要だということもつけ加えさせていただいております。

それから、条例によって何が変わったのかと、余り変わっていないような気がするというようなことでもありまして、ただし、その方はもともと新宿区って今はいろいろ進んでいるんだよと、なので、後追いで条例をつくった感はあるんだけど、やはりそこはそれとして、しっかりやっていく必要があると。それから、やはり議会も含めた区民の方、議会、行政、三者の議論が必要だというようなご指摘もございました。

それから、区民と行政はいろいろ取り組んでくれるんだけど、議会のほうはどうかというようなご意見なんかもありました。それから、条例に、今回は条文に問題がある場合には見直していく必要があるというようなことも報告書では記載させていただいたんですけども、そういうことよりも、もっとよりよいものにしていこうと。そのほうがいいんじゃないかというご意見もいただいています。

それから、またある方からは、自治基本条例を区民のものとする必要があるという

ような話ですね。それから「参加」と「参画」ということで、これはやはり先ほど申し上げたように、条例制定時にもいろいろと議論をされたけれども、そもそもの違いは何かというような、定義とか、そういったご質問なんかもございました。

以上でございますけれども、特段、今回の検証会議では、だめだとか、そういう話ではなくて、本当にこの検証会議自体が皆さんの会長がご指摘しているように、ほかの自治体になかった進んだ取り組みでございまして、各議員の皆様からもいろいろとご意見等ございましたけれども、最終的にはこの条例を三者でよりよいものにしていくことが必要であるというようなご意見をいただいているということでございます。

すみません、先にその他ということで、ご回答させていただきました。

○辻山会長 その他はもういいですか。

○安田委員 第7回の検証会議の議事録の訂正があったらということで、資料が送られてまいりました。それを見ますと、お手元になく方もおられると思いますので、読みますので、18ページにこういうことがあります。中より上のほうなんですけど、「まず前文については、市民主権と多文化共生社会の実現ということが挙げられました。これはもともと条例を策定するときにもよく議論なされたと思うのですけれども」と、この文言なんですけれども、私は区民検討、議会の中で、これについて、特にこの2つについて、このものについて議論された形跡は記憶にないんですよ。もしあるとすれば6、6、6名の、いわゆる行政6名、それから区民のほうから6名、さらに6名の最終的な段階で議論されたとすれば、その内容を教えてもらいたい。しかし区民検討の場では、前文はほとんど議論されていないんですよ。上から報告だけのことなんです。そういうことが、条文に関しては結構議論されたとしても、肝心の前文に対しては全く区民検討の場では議論されていません——と私は思っています。報告だけです。ここはちょっと気になるので、もしご説明いただいて、これはもともと条例を策定するときにもよく議論されたと思うのですけれども、この文言は適切ではないのではないかと。できれば削除願いたいと、こう思っております。

○企画政策課長 当時参加されていた高野さんと土屋さん、もし覚えていれば。どうですかね、実際に検討されたかと。

○土屋委員 前文に関して、報告だけというお話だったんですけれども、報告だけではなくて、ある程度、条文そのものに比べてそんなに時間は割かなかったんですけれども、話し合いはなされたと思いますが、多文化共生ということに関しては、確かに一度も議

論はされていなかったと思います。ただ、市民権に関しては結構これは丸々一日かけてというか、区民検討会議の中で討議したと私は記憶しているんですけども、市民権という4文字熟語として市民権があるわけで、区民権という言葉がないのでということで、何か結局合意したというふうに記憶しているんですけども、樋口さんとか、覚えていらっしゃいますか。

○樋口委員 ごめんなさい。正確にはあれですけども、でも区民とか、市民とか、それから自治の主体とか、そういうことについてはかなり全体を通してしてきたと思っています。前文についてというふうに言われると、ちょっとあれですけども、「光は新宿から」というのをやったのは、すごく私は強烈に覚えておりまして、というような前文についての議論というのは、時間的には、この文言についてしなかったというご指摘なんでしょうか。多文化共生社会の実現、よく安田さんがおっしゃっていますけれども、多文化共生という、安田さんがおっしゃっている意味を私は正確にとらえていないのかもしれないけれども、全体の中では住民投票とか、その辺のあたりでは外国人の方、外国籍の方をどうするかということは随分議論もして、結局は結論を出せなかったという経過だと思いますけれども。すみません。

○企画政策課長 高野さん、どうですか。何か覚えて。

○高野委員 前文に関しては、どうも回想すると、議会のほうの委員が全面的に書いて、それを区民検討会議で検討した内容のものはいかばかの項目しか入らないで、あとは全部議会の方がつくったという記憶がありますね。だから、はっきり言うと、これは入っちゃまずいよな。プロレタリアートの感覚があるのではないかというような、そういうふうなニュアンスを感じたというのが事実だよな。

それで、その話はちょっとさて置いて、多文化共生に関しては、多文化共生ということの言葉自体が見つかっていないということが実は区民検討会議のほうではあって、そのときに行政サイドから、多文化共生の冊子をみんなに配っていただいたのね。それであとはここを読んでくださいという話だったのね。だから、本当に討議というより、資料を見て、解釈してほしいというような流れになったというように思っています。それでやはり結論的にいうと、それに対して、だから討議は余りしていないというのは事実だと思います。

○樋口委員 この文章のくだりは、もともと条例を策定するときにもよく議論がなされたというのは、市民権とか、多文化共生社会の実現というところでは私は合っている

と思うんですけれども、前文をやったときにこれはもっともっとよく議論がなされたという文脈ではないですよ。ですから、安田さんがこだわっていらっしゃる削除というふうには当たらないと私は思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○企画政策課長 すみません、これは別に前文の議論をして市民主権とか、多文化共生という話じゃなくて、今までお話がありましたように、全体的に市民主権だとか、多文化共生というのは、「よく議論」と書いてありますが、「よく」じゃなかったかもしれませんけれども、議論はされたというような認識で記載をさせていただいたというところなんです。

○辻山会長 どうぞ。

○安田委員 実は、新宿区にとって次の2つのぶら下がり条例において、特に多文化共生社会の実現というのは大変重要なことなんです。新宿区は絶対避けて通れないんですよ。だから、最初に小項目を設けたときも、外国人という項目を設けたんですよ。ところが、この議論に入るときにいろいろな問題が出てくるだろうから、どうしようかという問題があったんですね。それで私が提言した小項目ですから、じゃそういうことはよくわかるから、多様性という表現をしましょうよと、そこには外国人という問題も含めましょうということで、文言整理をしたんですよ。であるけれども、多文化共生社会の実現というのは、この間も報告を受けたときも、プロセスとか、そういうもの、どの段階でどういうふうに進んでいくかということ、全くないということはわかったわけですよ。それは多文化共生推進課の方がここに来て説明しても、それは認められたことだと思うんです。だから、今回この部分というのは、もし次のステップに行くのであれば、この文言に対しては私は、こだわるようなんですけれども、大変重要だし、これは世界的にも重要な文言なんです、これは。あっちこっちでいろいろな問題も起きているものがあるわけですよ。それこそ大変。ただ、美辞麗句だけで掲げればいいというものじゃない。そこが前提の議論がされていないというのが私の大きな不満で、ここに削除したほうがいいということをあえて言った。

○企画政策課長 そうですね、一応そういった意味で、最後のほうに多文化共生社会を実現していく前提として、多文化共生の意味やとらえ方の議論は必要ですよというふうに言って、それでちゃんと報告書のほうにも載せたんですよ。それで載せてあるんです。安田さんのご指摘がありましたので、ここは十分くんでいただきたいと思います。

○土屋委員 今の安田さんの意見というのはこれは議事録には載るんですよ。でしたら、

あえてこれを削除するのではなく、残して、それで今の意見も議事録に残して、今後の次のステップにつなげていくのが妥当かなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○安田委員 それで結構です。

○辻山会長 いいですか、それで。その他の事項についてはいいですか。

それでは、時間もなくなってまいりましたけれども、ほんの一言ずつでも感想を全般に述べてもらいましょうか。どうでしょうか、吉川さんのほうからずっと順にいきましょうかね。

○吉川委員 簡単に。

○辻山会長 どうでしたか。

○吉川委員 検証そのものは初めてです。先ほどの文言の解釈だとか、自治基本条例に基づくとか、大変勉強させていただきました。かなり前に自治基本条例をつくるということで勉強させていただきました。それに検証したわけですが、まだ課題が残っているわけですから、次のステップへぜひつなげて、認知度が低いということですが、認知度を広げるための何らかのお役に立つ活動をしたい。次の4年間へつなげていきたい。以上でございます。

○古澤委員 2点ほど、少し申し上げておきたいと思います。

1点目は、この検証委員会の仕事は大変だろうなというふうに思っていたのですが、会長の辻山先生、専門家として、非常に熱心にわかりやすくご説明をいただきました。それから、委員の方々の人選もなかなかよかったかなというふうに思いました。若い方々も熱心にご討議いただいて、特に公募委員の方々や今まで長い間勉強されてきた方々が特に熱心にご討議いただけた、そういうことでよかったなど。それから、事務局の平井課長さんを初め本当に有能な方々で、うまく整理されたということで感心いたしました。

それから2点目ですが、私はこの問題で関心があったのは、と課題として残っている地域自治、住民投票条例、この2つの条例制定で、あとはちょっとある意味で私にとって2次的なものでした。この2つの条例について、促進する方策を考える必要があるというようなことを最後に入れていただきましたが、今後、そちらのほうを一生懸命やっていたらありがたいと思っています。

以上です。

○斉藤委員 どうもお疲れさまでした。検証会議の委員になると聞いたときに、検証会議

という、残されたやつをやるのかなと思ったわけです。住民投票、そして外国人の問題とか、それを思うと、すごく前の三者会議をやったときのことを思い出したわけです。外国人のことにに関して、いろいろと入り込もうとすると、安田さんが言ったように、いろいろと難しいことがあるので、そこはちょっと避けて通ろうというような話も出ました。住民投票のところもそうです。要するに別の条例で定めているところも、議会のこと、たしかぶつかり合って、何回か休憩して、折り合いをつけて、別の条例で定めて、逃げてしまったと。この大事なところが検証されるのかと思ったんですけども、それも今回なくて、今、ほっとしました。実は私、今、あそこにお二人並んでいますけれども、選挙管理委員の方なんです。私も選挙管理委員になりまして、ですから、別の条例で定めた住民投票が決まってしまったら、また選挙管理委員、大変だなというふうになりますよね。今、下向いていますけれども。ですから、反対に決まらなくてよかったのかなと思います。大変、複雑な気持ちです。

以上です。

○安田委員 安田です。本当にどうもありがとうございました。いろいろ勉強させていただきました。第1回目から、資料を送られたときの内容につきまして、これは行政サイドの検証会議だなということは、私は何となく感じて、この席にずっと座っておりました。今考えれば、それもやむを得ない、それなりの効果があったと私は思っております。と申しますのは、4年間の間に、もっと早い時期に次のこういった会議を設けて、それでさらに課題を次のところにつなげていくということが、どうも反省としてあるのではなかろうかと。ですから、これを機会に、再三出ております、いわゆる当初考えられております検証会議の方法論です。この部分はもうある程度描かれていると思いますけれども、区民検討会議のようなスタイルで、どこかでやらなくてはいけないと私は個人的に思うし、希望いたします。それが本当の、まず体制があって、さらに内容をどうするのかということに対しては、再三言っています、文言というのが必ずしも、上滑りで議論されないままに来ているということが、日ごろ私も、常に感じる場所がありますので、もう一度、条文そのもののキーワードというものは、ここにある程度ピックアップされましたので、ぜひこの部分も含めて、これは区民検討部分だけではなくて、三者の合意で行われれば、もっといいのではないかなと思っております。さらに、不都合ということではないんですけれども、条文そのものが、もう少し表現を変えとか、そういった部分も当然出てくることかもしれません。前文に最高規範性というのはうたってお

りますけれども、他の地区の自治条例の中には、最高規範性の項目を設けて、具体的にどういうものだということまで明示しておく自治基本条例の自治体もありますから、やはり最高規範性だから、それでどうなんだというだけではなくて、やはりそのあり方も少し、平井課長さんのほうから、時々、条例には上限がないというのはわかるのですが、基本条例は、どこにでは位置づけられるんだと。多分、最初の辻山先生にもご質問させていただいた中で、条例の全ての中の上位であるのではないのかなと、法律ではなくて、条例内の部分では、当然これを一つの判断基準というか、その理念に基づいた中で、今後も条例は制定されるべきものだとは思っていますので、それには、最高規範性だという理解で、今後もこの自治基本条例を見守っていきたいなと思っております。最後に、2つのぶら下がり条例というものを、これをどちらを先に検討するのか、並行してやるのか、これはいろいろあると思いますけれども、一つその辺を含めて検証会議の重要な結論の一つとして、中ぶらりんになっている部分を早く4年内で条例化していただければと思っております。

以上です。長くなりました。

○樋口委員 樋口です。策定から続いて、この検証会議に参加させていただきまして、お世話になりました。私の参加は、新宿NPOネットワーク協議会という団体の推薦のところにありまして、今回の検証のところでも、区民の区政への参加、協働の機会の提供、そういったあたりにかかわってくるのかと思っております。自分たちの、みずからの活動も含めながら、これが自治基本条例の中で、どのような位置にあり、それがどのようなところまで進んでいるかというような思いも含めながら、参加させていただきました。新宿は、本当にこういった多様な主体というものが、地域にいろいろ根づいているということが、NPOの活動の中からも、各地域に交流の場をつくっていただきまして、この間も柏木地域、それから榎の地域にNPOネットワーク協議会として交流の場に参加させていただきまして、すごく実感しております。そういう中で、またこれからのいろいろな福祉の状況も大分変わってきて、地域というものがすごく大事になっていくわけで、そのときに、再三出ております、新宿の地域自治組織をどうするかということは、すごく大きな要になっているのではないかな、また、地域みずから自分たちのほうで決めていくという住民投票条例もそうですし、そういったことが、今後の4年間の中で、一つ進んでいったらば、全国の自治体の一つのモデルになるというのは、そんなふうなことまで、多分展望できるのではないかと思っております。お世話になりました。あり

ありがとうございました。今後とも新宿の地域で活動していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○國谷委員 私はこの条例が、全国でもなかなかないという、この条例の検証会議ということで、大変最初から緊張して、勉強させていただきました。ありがとうございます。事務局の皆様、本当にお疲れさまでした。会長初め副会長もいろいろ教えていただきまして、ありがとうございました。特に私が注目しているのは、地域自治の項目です。と同時に、住民投票制度も非常に興味があるというのか、重要な部分だなと認識をしています。地域自治自体は、どのようにつくり上げていくのか、受け皿を始めその考え方で。方向性、それをこの4年間の中で、どのように具体的に検討していくのか。これが非常に私、注目をしたいと思います。住民投票についても、同じような考え方を持っております。今後どのように進めていくのか、注目していきたいと思っています。

それから、検証会議の今後の方向づけなのですから、これからは実は大事なのではないかなと私は思っています。ぜひ、今まで出た数々の課題というのでしょうか、視点というのか、そういうものをこの4年間の中で、事務局を中心として、積み上げていただければ、次回、また検証会議の中で、実りある会議ができるのではないかなというふうに思っています。ありがとうございました。

○只野委員 私、角筈地区青少年育成委員会から参っています。6月の育成会の定例会が終わった後で、こういうものがあるから、委員を出すように言われたのですが、定例会の席上で、できれば10地区ある会長さんのどなたかに決めたかったのですが、その場がないために、私、会長会の会長を順番でやらされていて、立場上、出るしかないかなという、そういう立場で参りました。事前に送られてきた資料を一通りは目を通して来たんですが、公募の方は当然、手を挙げてこられるんだから、相当勉強されているだろうという想像はついたんですが、それ以外の一般のいろいろな団体からいらっしゃっている皆さんの、議題ごとに手を挙げて意見を言われる、その勉強されていることに、私は圧倒されました。とりあえず、一緒に勉強させていただいて、おくれればせながら、子どもの育成にかかわる何かいいことがあれば、持って帰ろうという、そういう気持ちで参加させていただきました。具体的な例として、小学校と中学校の評議員をやっているんですが、きのう実は中学校の評議員会があって、先生から伺って、外国の転校生が、中学1年で、2月の半ばぐらいに転校してきたのだそうです。日本語を十分まだ理解できなくて、できれば4月から、また1年生からやり直したほうがいいだろうというふう

に判断するのだけれども、余りにも背が大きくて、いろいろな周りの見方がやっぱり、このまま2年に進級させるしかないんですよという言葉を聞いて、「えっ、これでいいんだろうか」と、大変びっくりしたのですが、やっぱり先ほども出ていた、多文化共生ということを考えると、もう逃げることもない、こういう新宿という場所から、とにかく何とか、早急にサポート体制とかをいろいろ考えながら、どんどん多文化共生については真剣に考えていかなければいけない状態に置かれているんだろうなということを真剣に考えました。

とりあえず私の意見は以上です。

○衣川委員 衣川です。本日は、仕事でおくれました。申しわけありませんでした。私は小学校PTA連合会からということで参加いたしました。これを制定するまでのプロセスは全然知らないで参加したのですが、毎回本当にたくさんの資料があり、これを発送するだけでも事務局の方は、大変だなと思いながら勉強させていただきました。たくさん問題があって、全てが議論できるわけではないと思いながら見ていたのですが、さまざまな団体やいろいろな地域の異なる背景を持つ私たちがこうして同じテーブルについて、自治基本条例について話し合うことができたということは、大事なことだと思っています。

参加していて、ずっと疑問だったことがありまして、これは自治基本条例による検証、行政の方々の活動が自治基本条例に合っているかどうかということを検証するのか、それとも、自治基本条例そのものを検証するのかという議論が、いつも行ったり来たりしていたので、今回は本当は、自治基本条例を使って、行政の方々の活動がちゃんとなされているかどうかというのを議論する場だったのではないかなと思いながら参加していました。制定するまでのプロセスがあり、いろいろな思いがあって、どうしてもいろいろな議論がありました。今回の議論だけで十分なことができたようには思えないのですが、それでも、こうして参加できて本当によかったと思います。

全国的にも珍しいこの自治基本条例が新宿区にある、それが区の憲法として、みんなの思いを完全に、ちゃんとしたものではないかもしれないけれども、それをつくり、存在しているという、そのことは本当にすばらしいことだし、それを使って、その行政の方々の活動をこれで検証していくことができる、それもとてつよいことなんじゃないかなと思っています。

このすばらしい区の憲法を、もっと今の子どもたちに伝えていくことをぜひ考えてい

ただきたいです。社会の先生を巻き込むとか、子どもの授業の中にちらっと新宿区の最高規範である憲法、自治基本条例の話を授業の中に入れていただくとか、そんなことができる、もっともっといい方向に行くのではないかなというふうに思います。こういう条例や条文、法律より、現実のほうがどんどん先に行っている、ちょっと後追いのような感じもあると思うのですが、また今後もいい形に変わっていくことを期待しています。以上です。

○清水委員 清水です。今回、私は東京商工会議所から推薦ということで、半ば電話1本で「来てね」ということで、基本的には、うちの会社のスタンスとしては、「はい、喜んで」のスタンスなので、そういう話があった中で、来させていただいたということ。今回、この検証会議を通じて、初めてこの新宿区の自治基本条例というものがあるという存在を知ったというのが一つの財産かなというふうに思います。私は商工会議所のメンバーですし、会社の代表をしていますし、また、青年会議所の新宿区委員会にも所属しておりまして、いろいろな方々にこの話をしたところ、この存在を知っているのは皆無でした。そういう意味で言うと、自治基本条例を広く認知させるということが、一つ大きな今後の課題なのではないのかなというふうに思います。衣川委員もおっしゃっていましたように、小学生の方々にお伝えするとか、そういった認知度向上の取り組みがやっぱり一番大事なのかなというふうに思います。

今の1つ目の課題だとすれば、もう一つの課題は、今回この検証会議の活動そのものを検証するというので、いろいろな課長の方々が来られて、ご説明をされていたかと思えます。正直、新宿区全部の取り組みの話になってしまうので、我々がピックアップするものとしては、非常に範囲が広過ぎているというのが、私を感じたところですし、多分、恐らく皆さんもそう感じていらっしまったのかなというふうに思います。また、広過ぎるがゆえに質問できないというところもありますし、また、個々人の抱えている個別の課題がこういう議題に上がってしまうというのは、またそれはそれでちょっと違うのかなという気もしたんですね。そういう意味で言うと、次回以降、こういうことを検証するに当たって、範囲をどうするのかということと、またその対象を、焦点を絞るべきか、絞らないでいくべきかということ、次回の検証会議の一つの課題になるのかなというふうに思います。

課題が2つということで、一方でよかったところは、この条例が、こういうものがあるというのは非常に素晴らしいことと思えました。また、こういう検証会議があるとい

うのは、やっぱりPDCAを回すという上でも大変重要だと思いますし、また、こういう場があって、また4年後にまた会議があるというのは、それだけ前進できるということだと思えるので、僕はこういう機会があって非常にいいなと思いますし、こういうものに今後とも関わればありがたいなというふうに考えています。

私からは以上です。ありがとうございました。

○伊藤委員 伊藤です。どうもお疲れさまでした。やはり若い世代としてここに入って、いろいろな世代の方のご意見をお伺いできたことは、個人的にも大変勉強になりました。どうもありがとうございました。

それで、ちょっと感想なんですけれども、私も結構こちらの場で、会議の実際の方向について、結構こだわって発言をさせていただいていたんですけれども、それはなぜかというところから、ちょっと感想を述べさせていただきますと、やはり今回の自治基本条例ということで、自治について扱ってきたわけなんですけれども、自治というのは、やはり区民がスタートライン、区民から始まって、それで区民がどうしてもできないことは行政がやるという、そういった話だと私は解釈しているんですけれども、やっぱりなかなか区民がスタートに今なれていない。パワーバランスがどうしても行政のほうが大きいというのは、何度かお話をさせていただいたと思うんですけれども、やはり区民がスタートラインに常に立つべきだなということで、すごく感じました。今回の自治基本条例という、自治の条例に関して検証するわけなので、スタートラインはやはり区民に置くべきだったと、もうちょっと置けたのかなというふうに思っていたので、次回以降、やはり自治というのは区民がスタートラインだと、区民から全て始まるということ意識するといいいのかなというふうに思いました。そうすることで、区民が実際に活動するということがすごく重要だと思うんですけれども、どうしても行政がいろいろ、この書類とかも、いつもすごい優秀だなというふうに見ていると思うんですけれども、書類をつくったりとか、いろいろ会議の進行とかも決めていただいて、すごく助かってはいるんですけれども、一方、その意欲がちょっと削がれる部分とかもあるのではないかなというふうに思っております、それだったら、もうちょっと区民の方を主役にしてやるという方法もあるのかなというふうに思いました。そうすることで、責任感とかも生まれますし、今って余り自治に対して責任感を持っている人というのは、多分、僕らみたいに、20代の世代ってほとんどやっぱり見てもいないと思っていますし、なかなか責任感が、むしろ行政の方が優秀過ぎて、持ちづらいという部分があるように感じ

ておりますので、今回も自治というものを扱ったので、基本的に自治というのは、やっぱり区民がスタートだという、そういった認識というのをつくっていくことが大事なのかなと思いました。

以上です。どうもありがとうございました。

○高野委員 高野です。まずこの会で会長、副会長の名進行役で、ありがとうございました。あと事務局が、当初、この会議のやり方に対して一生懸命、みんなの意見に耳を傾けてくれて、それで、これだけの成果をまとめていただいたことに関して感謝します。それで、区民が主役の自治を実現するというので、本来は議会がここに入るべきだというふうなことは考えていましたけれども、それだと、今、冒頭に言った、区民が主役の自治の実現をするということを考えてみると、要らないのではないかというふうに思いました。

それで、この検証の方法論に関しては、いろいろあるんですけども、ここで皆さんも認知されたと思うんですけども、次回はこういうふうな形でということは、出せなかったけれども、何となく方向性がわかったのではないかというふうに思いました。それで、あと、その検証の仕方なんですけれども、どうも行政の偉い課長さんが、四苦八苦で説明されて、その諸制度に関すること、その説明がどうも論点整理をされていなくて、ただその事業だけを説明されてきたということが、ちょっと委員として混乱した部分ではないかなというふうに思いました。

それで、あとこの会議が終わって、先ほどどなたかありましたが、これからですよという話がありましたけれども、この会議が終わって、5月にフォーラムをやりますよね。フォーラムだけで終わってはだめなんですよ。だから、その意味で、区民が本当に自治、政治だとか、ここで新しい話だと選挙できる人が18歳以上ということによって法律が変わることになると、今、日経あたりでも18歳の方たちが本当に若いというか、その方たちが本当に政治だとか自治に関心があるのかということですよ。その関心を持たせるには、学校の教育だけではだめだし、地域がやっぱりこういう形でやっていかなければいけないのと、あと行政もやっぱり力が強いので、こういう勉強会みたいなものを、学ぶ権利があるわけですから、そういう意味で、そういうことをこの自治基本条例の認知度が3.7%しかないということ踏まえると、これからどんどんこういう形で、自治基本条例だけやるわけではないんですけども、やっぱりこれは認知度を上げるということに関して、企画政策部の部長さんもいらっしゃっていますが、そこで少し年度

計画という形で、4カ月に1回とか、年に3回とか2回ぐらいは、最低3回ぐらいはそういう形のものを開いていただくということでお願いしたい。それは、ただ、認知度を上げるのではなくて、ややこしいと思いますが、区民に少し自治だとか政治だとかという、そういうことに関心を持たせるというのも、行政の仕事かなと思って、それに区民自身が、そういう意識を持たない限り、これは絶対になり得ないので、これが「俺たち関係ないや」という意識を持たせるような地域づくりではなく、地域がそこに協力をしていくというやり方が一番望ましいのではないかということだと思います。どうもありがとうございます。

○土屋委員 お疲れさまでした。個別条例に関しては、皆さんがおっしゃっているように、今後の課題として早急に対応していかなければならないと思っております。その3.7%の周知度というか認知度に関してなんですけれども、行政にもっと何とか対応するようという意見もありましたけれども、この条例自体、議会と区民と行政と3者で作り上げたものなので、私たち区民にも、議会にも、この条例を区民に周知していかなければならないというその気持ちは持っていかなければいけないのではないかなと。行政にばかりやってもらう、やらせるのではなく、私たちもみずから周知度を上げるために活動していかなければならないのではないかなと思っております。

また、25条の条例の見直しに、逐条解説のところにも書いてあるんですけれども、本条例は新宿区の最高規範であるとともに、本条例の基本理念に照らして、社会の変化に対応するため、常に進化する条例です。自治のあり方は、関連する諸制度や社会経済情勢の変化などに対応していかなければなりません。そのために4年を超えない期間ごとに諸制度を検討するとなっております。ですから、ちょっと今回の検証の仕方というのは、この25条の逐条解説とはちょっと違うのかなということは、次のステップにつながるのではないかなと思っております。やっぱり社会情勢に照らし合わせて、常に進化する条例なんだというのは、条例をつくったときに、私たち、みんな思っていたと思うんですけれども、その進化するどころか、もうつくって終わりにしてしまった、私たち区民の側にも責任はあるのではないかなと思います。早急に、とにかくちゃんとした形でまた条例を見直して、2つの個別条例、取り残されたものに関しても、私たちも行政に頼るのではなく、私たちの力でやっていければなと思います。

それと、衣川さんの先ほどの意見になんですけれども、本当に子どもたちに教える、周知させるということは、条例の周知に一番つながると思うんです。子どもたちがその

条例の話の家でやったときに、おうちの方がその話を聞いて、新宿にそんな憲法があるんだということもわかってもらえるし、また、子どもたちが成長するにつれて、ああ、新宿には憲法があるんだという、中身まで理解できなくても、そういうものがあるんだと知っていることだけでも大きいと思いますので、そこに私たちも何らかの形で協力していけたらなと思っております。

以上です。

○内海副会長 安田さんの先ほどのお話とか、皆さんのお話を聞いていると、どうもきょうで終わりとは思えないような気持ちなんですけれども、まずは委員の方々、そして事務局の方々、お疲れさまでした。

第1回にお話しさせていただいたように、この自治基本条例の検証というのは全国的にも先駆的で、それを試みていこうということですので、それをやった後、今、振り返って、改めてこの会に参加させていただいて、大変光栄であったなというふうに思っております。ただ、先駆的であるがゆえに、例えば行政評価に終わってしまうのではないかと、あるいは改めて定義を議論すべきではないか、さらにはぶら下がり条例というものをしっかりと議論していくべきだったのではないかというような気持ちもあり、十分であったとは、あるいはそれをやろうとすると、容易ではなかったのではないかなというふうに思っています。ただ、こうしてすばらしい報告書、全国的にも手本になるような報告書だと思います。こういったものができたのは、事務局の大変なご努力の賜物であろうかと思えますし、何よりここにいらっしゃる委員の方々も含め、区民の方々の区の自治に関する思いの成果であるのではないかというふうに思っております。多分恐らく、皆さんから出てきたように、多くの課題が、その検証自体にもあるし、それから自治基本条例自体にもあるのではないかと思っておりますが、このようなことを検証し続けていただくというようなことが非常に重要であって、そういったことが行われることを、そして、新宿の自治が醸成されていき、そして発展していくことを改めて心からお祈りを申し上げておきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○辻山会長 では最後に私から。神経の疲れる会議でした。どうしてかということ、途中でも一遍話しましたよね、つまり、シナリオのある会議というのは、それに引きずられてしまって、どこまでそれに合わせようかということのを毎回考えておまして、ぜひこちらの事務局の人たちに1つだけ申し上げておくと、行政が有能であれば、市民は賢くならない。なぜならば、市民が動き出す前に、何だって処理してしまうからですね。だか

ら、賢い市民、賢い住民をつくろうと思ったら、行政がばかのふりをするしかないのだという。そして、放っておくと、やがて自分たちで何とか始めるから、さっき伊藤さんがおっしゃったのは原点なんです、それの。だから、私たちは今回、とても優秀な事務局に支えられて、得したようではけれども、逆にどこかで物足りなさが残っているのは、もっと、どうやってこの会議で、何を検証するんだというようなことにこだわって見たかったということだろうというふうに思うんです。

だから、何度も僕は言っているんだけど、もともとは住民たちが自分たちで処理していたのを、近代に入って、共同性が低くなったから、仕方がないからやらせようと言って、雇ってきたんだ。だから、昔は実際、職員のことを、雇員・用人というようなことを言っていた時代もあります。雇い人、用も雇い人かな、というような意味で言っていたんですね。そのことがやがてどんどん自治政府が成長して、行政が力を蓄えてくると、住民たちは「ああ、任せておけばいいんだ」というふうに思うようになってしまった。そのことを現代の社会で、どうやって逆転させていくか、そのためには、恐らく大きな発想の転換が必要です。それは会議に、効率性ということを持ち込まないということです。こんなことで、時間をかけていてどうするんだということです。私がつき合った自治基本条例の公募方式の市民会議では、会議の進め方を決めるのに半年かかりまして、役所の職員たちに絶望感が襲ったというのを私は見ておりまして、その半年やそこらのおくれは、何の問題があるのと言って、見守ることにしたんですけれども、そういう我慢どころも必要かなという気がしてなりません。そういうことを言いながらも、何とかスケジュールどおりに、きょうまでやってこられたのは、もちろん事務局の尽力と同時に、委員の皆さんのご協力があったからだと思います。本当にありがとうございました。ほぼもうこりごりだというふうに最後に申し上げて、終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○総合政策部長　それでは、7月にこの会議体ができまして、それから9カ月間、本当に会長、副会長、それから委員の皆様、どうもありがとうございました。自治基本条例では本当にいろいろなことを定めていますけれども、それと今回は、どんな事業をやっているのかといったようなところで、それをきちんとやっているかというような視点で検証していただいたわけではけれども、そう言いながらも、そもそもの自治って何というところですか、立ち返って、いろいろなことにも、もしお考えいただいて、いろいろなご意見をいただいた上で、報告書の中にもそういったご意見をまとめることが

できたということに対して、大変感謝しております。さまざまな場面で、この自治基本条例を広めていただければなと思っておりますので、またぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○辻山会長 締めていいかな。

○事務局 申しわけありません。最後にもう一度事務連絡をさせていただきます。

先ほどの緑のペーパーのほうは、また再度、読み返していただければと思います。それと、本当に最後になりましたけれども、本検証会議の高野委員が理事長を務めます、新宿区自治基本条例を推進する区民の会のほうから、同会が作成した住民投票条例の骨子案、それと地域自治組織についての条例の骨子案、これについて説明をさせていただきたいという申し出をいただきましたので、関心のある方につきましては、これから間もなく閉会でございますけれども、閉会後もお席にとどまりいただきたいと思います。

また、既にご案内させていただいたとおりですが、本日午後6時から、ちょっとまだ時間はありますけれども、検証会議委員の有志の主催で懇親会を行います。参加される方につきましては、会場のほうに午後6時に集合をよろしくお願いいたします。予約は土屋さんのお名前だということですので、直接会場に来ていただくか、もしくは、こちらは片づけとかをしていますので、もし場所とかがわからなければ、こちらに5時50分ぐらいに、私ももう一度来ますので、ここから出発ということもできますので、参加される方は私のほうに、帰りにまた一声かけていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○土屋委員 早くなっても、場所があるから、大丈夫。

○事務局 大丈夫ですかね。

○辻山会長 では行ってしまって、大丈夫ですね。

○事務局 ということなので、では時間は早目で大丈夫だということですので、会場、ご存じだと思いますので、早目に移動していただくということでもよろしくお願いいたします。

これで本当に最後です。以上です。

○辻山会長 それでは、これにて本日の会議を終わりにいたします。ありがとうございました。

午後 4時43分 閉会